

政令番号145 2-(ジエチルアミノ)エタノール

各都道府県での届出事業所からの「排出・移動先別の排出量・移動量」(令和4年度)

(E+nは×10ⁿ、例えばE+3は×1000の意味です。)

都道府県コード	都道府県名	排出量(kg/年)				移動量(kg/年)			排出量・移動量合計
		大気への排出	水域への排出	土壌への排出・所内埋立	排出量合計	下水道への移動量	廃棄物搬出	移動量合計	
1	北海道								
2	青森県								
3	岩手県								
4	宮城県								
5	秋田県								
6	山形県								
7	福島県								
8	茨城県	2.0E-1			0.2		4.3E+0	4.3	4.5
9	栃木県								
10	群馬県		3.0E-1		0.3				0.3
11	埼玉県	3.0E-1			0.3	1.8E+1	1.2E+3	1,197.0	1,197.3
12	千葉県								
13	東京都								
14	神奈川県	2.0E+0			2.0		1.0E+3	1,000.0	1,002.0
15	新潟県								
16	富山県								
17	石川県								
18	福井県	3.0E+0			3.0				3.0
19	山梨県								
20	長野県								
21	岐阜県								
22	静岡県								
23	愛知県								
24	三重県						2.4E+1	24.0	24.0
25	滋賀県	1.6E+2			160.0				160.0
26	京都府		4.0E-1		0.4		6.0E-1	0.6	1.0
27	大阪府					1.0E-1	2.9E+0	3.0	3.0
28	兵庫県						1.9E+2	190.0	190.0
29	奈良県								
30	和歌山県								
31	鳥取県								
32	島根県								
33	岡山県								
34	広島県	2.0E+0			2.0				2.0
35	山口県						7.8E+3	7,762.0	7,762.0
36	徳島県								
37	香川県								
38	愛媛県								
39	高知県								
40	福岡県								
41	佐賀県								
42	長崎県								
43	熊本県								
44	大分県								
45	宮崎県								
46	鹿児島県								
47	沖縄県								
全国		1.7E+2	7.0E-1		168.2	1.8E+1	1.0E+4	10,180.9	10,349.1

注1) 農薬は使用先別使用量として別表にも示している。